

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん個人ローン (しんきん保証基金保証付)
------------------	---------------------------

ご利用いただける方	<p>・次の各号すべてに該当する方</p> <p>(1) 借入申込時年齢満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方 なお、派遣社員・パート等の非正規社員の方につきましては、安定した収入があると認められる場合に限り対象となります。</p> <p>(2) 勤続（営業）年数は問いません。 ただし、自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績が必要となります。</p> <p>(3) しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>(4) 当金庫の会員資格を有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方
お 使 い み ち	<p>(1) 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、お申込人またはお申込人のご家族（配偶者・親・子・兄弟）が必要とする資金 （お申込日時点での支払日から 1 カ月以内のものに限り、支払済のものでも対象となります。）</p> <p>(2) お申込人が（1）を資金使途として、しんきん保証付または当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金（借換え直前の 3 カ月の約定返済で、3 営業日以上 の履行延滞が 1 度もないもの）</p> <p>(3) お申込人が（1）を資金使途として、当金庫から借り入れた当座貸越付型消費者ローンの借換え資金（原則としてお申込人本人のもの。なお、当座貸越付型消費者ローンを解約する場合があります。）</p> <p>・実行金につきましては、振込みは可能なものについては、できる限り振込みとなります。</p> <p>※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。</p> <p>【 対象とならない資金使途 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業資金 ② 株式取得資金 ③ 投機的な性格の資金 ④ 税金支払い資金 ⑤ 転貸資金 ⑥ 旧債返済資金（(2) 以外の借換え資金）

ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内（1万円単位） <p>ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内</p>
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3カ月以上10年以内
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます。 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス月の返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とし、年2回の6カ月間隔による返済とします。なお、元金返済の据置期間は6カ月以内とします。
連帯保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので原則として、連帯保証人・担保は必要ありません。
各種手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 繰上償還（一部・全部）手数料 (2) 条件変更手数料 等 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は毎月払いとし、ご融資利率に含まれており、お客さまから当金庫へお支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社へ支払いますので、お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて返済金額の試算ができますのでお申し出ください。 ・お申し込みに際しては、審査させていただきます。 <p>審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。</p>

平成 30 年 4 月 2 日 現在